

第3回 西東京市 障害者基本計画検討委員会 議事要旨

会議の名称	西東京市障害者基本計画検討委員会（第3回）
開催日時	平成15年6月25日（水）午前10時から12時00分まで
開催場所	防災センター 6階 講座室
出席者	（委員） 柳田委員長、伊藤委員、星委員、雪委員、甲斐委員、阿部委員 村田委員、今村委員 （事務局） 西谷生活支援係長、町田サービス給付係長、磯崎主査
欠席者	（委員） 田口副委員長、黒子委員、笠井委員、風早委員 （事務局） 長澤障害福祉課長
議題	(1)検討のたたき台について (2)その他 (3)次回の日程
会議資料	(1)第2回障害者基本計画検討委員会会議録 (2)「障害者基本計画」他中間のまとめ市民説明会開催記録 (3)「障害者基本計画」他中間のまとめ市民説明会意見統括表 (4)市民意見提出制度（パブリックコメント）市民意見概要一覧（6月12日現在） (5)「検討のたたき台（5月28日検討委員会）」について出された意見等の整理 (6)精神障害者の地域生活支援充実目指す・西東京市子育て支援事業好評(新聞記事)
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者	発言内容
委員長	平成15年度第3回西東京市障害者基本計画検討委員会を開催する。まず、前回の議事録の確認をさせて頂きたい。予め送付させて頂いた議事録について、修正や意見がある方はどうぞ。
各委員	特になし。
委員長	特にないようなのでこの議事録を承認し、公開の対象とする。次に、配布資料の説明を事務局から願います。
事務局	資料5「検討のたたき台」について説明 資料6「精神障害者の地域生活支援充実目指す・西東京市子育て支援事業好評」(新聞記事)について説明
委員長	それでは、議事1「検討のたたき台について」に入る。第2回障害者基本計画検討委員会の資料2「検討のたたき台」4ページ、「3 生きがいを持って暮らせるまちづくり」についてご意見を頂きたい。教育環境についての記述があるが、これについては、市民説明会等でもかなり多くの意見が出されていた。
委員	「他計画との関連」にある「子育て環境の整備」という項目に、「こどもの総合支援センターの建設を推進していきます」と書かれているが、「こどもの総合支援センター建設予定地として、現在住吉公民館がある場所を予定している」という話を聞いた。 今まで障害のある子どもたちの機能訓練や相談等は、西東京市内で全て担われてき

	<p>たわけではない。東村山市の東京小児療育病院等に、大変な思いをして通っている方々もいる。西東京市内に「こどもの総合支援センター」は、子どものリハビリ等も全て市内で賄えるような施設にするのがベストだと思う。</p> <p>また、「学校教育環境の向上」という項目では、「心身障害学級の指導充実」とあるが、国の「特別支援教育」についての最終報告、及び東京都の中間まとめでは、『心身障害学級』に替って、各学校に一つずつ『特別支援教室（仮称）』を作る」という方針が出されている。「特別支援教室（仮称）」には、心身障害学級のように常時通うことも、通級指導学級のように時間ごとに通うこともでき、弾力性がある。学校教育の環境向上についての課題を考える際には、西東京市の方針についての情報を頂ければ、より考えやすくなる。</p>
委員長	「こどもの総合支援センター」にどのような機能をもたせるかは、この委員会である程度提言出来ると思う。
委員	「子育て支援計画策定委員会」の委員の方に、「こどもの総合支援センター」に関する資料を見せて頂いたところ、敷地面積やリハビリを担当する先生の人数等、数字が一応記入されていた。しかし、数値は非常に低く、西東京市内の障害のある子どもたちが皆リハビリを受けられるか疑問である。数値は、専門家の方が記入したもののなのでまだ確定しておらず、公表されていない。
委員	「こどもの総合支援センター」は、とにかくスタートさせることが大切だと思う。先ほど委員から、「先生の人数等が足りないのではないか」という意見があったが、例えば必要人員の6割しか用意できなくても、とにかく事業をスタートさせれば、拡大に向けてのステップをふみ、翌年度の予算等で吸収出来るようになるのではないか。最初から理想を求めても、現実化は難しいと思う。私は、この施設が最初から完璧なものである必要はないと思っている。とにかくスタートさせて問題点を見つけながら改善していき、西東京市基本構想・基本計画が目標にしている2025年には、ある程度理想的な形に持っていけるよう、今年度から具体的なステップを踏んでいかなければならないと思う。
委員	「こどもの総合支援センター」に専門職のスタッフがどの程度配置されるかは知らないが、専門職の役割を「こどもの総合支援センター」内だけに留めてほしくないと考えている。学びやすい教育環境を整備するために、専門職の方々には、一般の小学校に通っている生徒への適切な相談・アドバイスを含めた役割を担ってほしい。今まで西東京市にはこのような役割を持つ専門職の方がいなかった。
委員長	「センター」というと、機能が一点に集中し、そこにアクセスできない人はサービスに繋がらないことがある。アクセスしやすい場所に分散型サービスを用意するという視点も大切である。
委員	心身障害者通所訓練施設「ひよっこ」のように、統合保育を行う施設が全ての保育園にあってもよいと思う。 <p>また、子育て支援計画策定委員会の委員に見せて頂いた資料によると、「リハビリは小学校に入学する前まで」と書かれていた。現在、「子ども発達センターひいらぎ」では、小学生でもリハビリが受けられるが、それが不可能になる可能性があるという指摘も聞いている。「こどもの総合支援センター」に関する資料を頂くことはできないか。そうすれば、センターの機能についても、さらに議論出来ると思う。</p>
事務局	次回の委員会で資料を用意させて頂く。
委員長	今までのご意見をまとめると、「こどもの総合支援センター」を早期に立ち上げ、センターの分散された機能を地域に繋げ、十分なサービスが受けられる体制を考え

	<p>る必要があるということであった。 では次に、「特別支援教育」についてご意見を頂きたい。</p>
委員	<p>東京都ホームページの「東京都心身障害教育改善検討委員会の中間まとめ」についての資料等から得た情報に基づいて説明させて頂きたい。 「特別支援教育」は、統合教育とも受けとることが出来るが、国からの最終報告や都の中間まとめでは「インクルージョン教育」や「統合教育」という言葉は一切含まれていない。 この「特別支援教育」は、各小・中学校に養護学校の先生に来て頂き、今まで見過ごされがちだった、通級指導学級に多く在籍していると考えられるLD、ADHD、自閉症等の障害児の指導・支援をするものである。とらえようによっては、分離教育というニュアンスもある。一方で、「養護学校が今まで蓄積してきた経験やノウハウを生かして、地域の小・中学校の支援をし、地域の中で子どもを育てていこう」という姿勢も感じられ、「統合教育」という印象も受ける。子どもと親の相談の上で、通級指導学級のような使い方も出来る面もよい。 しかし、実際には国の最終報告を見ても東京都の中間まとめを見てもどちらの方向に転ぶのか分らず、不安を感じている。しかし、NPOや地域の方々との連携についても触れられている部分は評価したい。 障害者基本計画を策定していく中で、西東京市の教育委員会が、これからどのような動きをするのか事前に知りたい。「東京都心身障害教育改善検討委員会の中間まとめ」の最終的なまとめは10月頃だと聞いているが、この委員会で議論を結めるためには遅いので、早めに情報を頂き検討したい。</p>
委員	<p>教育委員会では、都の考えを受けて、教育の基本問題についてまとめる動きがあると聞いている。社会教育ばかりでなく、障害者教育も含めて基本計画をつくる動きがあるそうだ。委員の方の中で、教育委員会に出席される方がいれば、この委員会で挙げられた課題を提示して頂きたい。障害者の問題は、一般教育の場では片隅に置かれてしまう印象があるので、皆の関心を広げていこう、私たちが努力しなければならぬ。障害者の教育は、一般の教育の見方とは少し違うところがあるが、見落としてはいけない問題だと思う。</p>
委員	<p>「特別支援教育」では、2年程の間に全ての子どもたちを一般のクラスに配属する方針を示しているのが、当事者は大変戸惑っている現状がある。子どもたちは一般のクラスに配属され、一般のクラスで支援出来ない部分を「特別支援教室（仮称）」での学習でまかなうという話であった。設備や職員の対応について当事者は大変戸惑っており、親からも「もう少し時間をかけて対応してほしい」という意見が多かった。</p>
委員	<p>当事者の戸惑いはよくわかる。小さいころから分離教育を受けて育ってきた生徒が、突然一般の生徒と同じ教室で学ぶのは戸惑いが大きいと思う。しかし、障害の有無に関わらず、地域で生まれ育った場所で一緒に学ぶことは自然なことだ。西東京市内では、障害をもつお子さんと障害をもたないお子さんが共に育つ保育の場が非常に少ない。唯一、心身障害児訓練施設「ひよっこ」が統合保育を行っているが、「こどもの発達支援センター ひいらぎ」では統合保育は行なわれていない。乳児期・幼児期の段階から一緒に育つことが出来る保育の場が必要である。 現在、西東京市の保育園では、仕事をしている親に限り、就労保障という意味で障害児を受け入れているが、働いていない親もたくさんいる。働いていない親のお子さんを受け入れる保育の場は、幼稚園くらいしかないが、市内の幼稚園は、障害を持っているおさんは受け入れておらず、共に育つ場としての役割は担っていない。共に育つ場の必要性をもっと訴えていかなければいけないのではないかと思う。 それから、就学前の障害を持つお子さんの父母を対象にした「就学体験交流会」に参加したが、そこでは、専門家がいけないこと、適切な指導が受けられないこと、適</p>

	<p>切な対応をしてもらえないとこと、等の理由から、自分の子どもを通常の学級に入りたいと考えている親はあまりいなかった。</p> <p>しかし中には、やはり地域で一番近い学校に行くのが自然なので、地域の小学校に行きたいと考えている親御さんもいた。西東京市では、そのような場合は、親が介助をすることになっており、親の負担がとても大きい。障害児が学びやすい環境をきちんと作り上げなければいけないと思う。</p> <p>「市民説明会」では、「普通学級に通っている障害のある子どもに対して介助員を付けてほしい、と議会の方に何度も陳情し、採択されているにも関わらず何のアクションも起されていない」という不満の声がいくつかが上がっていたので、改善が必要だと強く感じている。</p>
委員	<p>通常の学級に通うお子さんの介助は、親自らがボランティアを探して確保している現状がある。その状況を打開するためには、やはり介助員制度を設けるべきではないか。そもそも、地域の学校に通うために苦勞しなければならぬのはおかしい。不安や苦勞を第一に考え、「それだけの苦勞をするなら養護学校に通った方がよい」と考えてしまうのもわかる。障害をもつ児童が通いやすいように、受け入れ態勢を整えておくことが必要である。普通学校に通うことが当たり前になれば、子どもや親の意識も変わってくるのではないか。</p>
委員	<p>親がボランティアを募って、子どもを学校に通わせるのは本当に苦勞のいることだと思うので、やはり学校生活支援員制度をきちんと整えておかななくてはいけないと思う。昨日、そのようなボランティアをしている友人と話をしたが、「1年生の時は何もしなくても先生がその子に関わってくれが、2年生になると勉強も進んでくるのでそうはいかない」と聞いた。やはり、どの程度子どもに関わり勉強の支援をするかは、専門的な知識が必要になってくるので、きちんとした制度の下に、専門職の人から学びながら介助することが必要だと思う。</p>
委員長	<p>障害をもつ就学児童には、介助支援として「学校生活支援員制度」が必要になってくる。</p> <p>「検討のたたき台」の「3 生きがいを持って暮らせるまちづくり」「具体的にどのような取り組みが考えられるか」というところでは、「教育委員会との連携」が必要である。5 ページの「委員会等での意見から」でも触れられているので、計画の中に「教育委員会との連携の下に就学前、就学後の障害児童のスムーズな移行の仕方を検討する。また、既に就学されている方が無理なく統合教育に移行出来る計画を検討する。」ということを書いておくべきだと思う。</p> <p>アメリカではITPと呼ばれる個別移行計画の中で、「障害児の就学を支援する介助員制度を進めていく」という提言がある。</p>
委員	<p>教育委員会は、都から最終的な方向性が示された段階で、学校生活支援員制度に関して動き出すのではないか。今まで「介助員をつけてほしい」という陳情が通っているのに、教育委員会でも重く受け止めているようだ。</p>
委員長	<p>次に、「2 障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場につくことが出来るようにするために」という部分について、ご意見を頂きたい。</p>
委員	<p>就労については今までも非常に力を入れてきたが、なかなか就労に結びつかない。作業所の外で就労することはとても難しいので、作業所そのものを就労の場としていくために、積極的に様々なことを取り入れてきたが、少しレベルの高い仕事はできない状態なので、難しい状況である。</p> <p>作業所を始めて間もない頃、「郵便物を地区別に分けて出来る範囲で配達する」という提案をしたのだが、取り合ってもらえなかった。そのうちシルバー人材センターの方が各家に市報を配達するようになってしまった。その後、就職するための技術を身につけようと、印刷の仕事を始めたが、なかなかうまくいかず、作業所の外</p>

	<p>で務まるほどの仕事はできなかった。また、ジョブコーチをつけても上手くいかなかった。</p> <p>結局、就労して一人前に働くことができていない人は3人しかいない。最近、1人だけアルバイトに就いたが、こういう社会情勢で仕事もあまりなく、また精神障害者だと最初から断られてしまう。このような状態では、作業所の外で就職するのは難しい。</p> <p>西東京市にはたくさんの作業所があるので、各作業所で特徴のあるプログラムをつくり、習いたいものがある所に自由に通えるネットワークがあればよい。</p>
委員	<p>障害のある方を雇ってハウスクリーニングを行ってはどうかという話がNPOからあった時は、「ハウスクリーニングには様々な掃除の種類があるので、まずはその人の特性に合ったものを見出し、じっくり仕事をしていきたい」との考えを、養護学校に伝えた。しかし、養護学校では「生徒を職場実習に送って、早く就労の場に就かせたい」と考えており、話が大きく食い違ってしまった。</p> <p>障害者の就労を考えている民間団体やNPOが遠慮なく相談でき、意見を言える就労支援センターのような場所があればよいと思う。</p> <p>自閉症の人等は1つの仕事を教えるときちんと覚え、正確に仕事をこなす。それぞれの障害の特性を生かした、就労の場ができればよい。</p>
委員長	<p>大変重要なお指摘を頂いた。障害者の方たちが就労支援を受けられる場所、組織を上手くコーディネートして、就労機会を提供することが必要である。</p>
委員	<p>就労支援事業が10月から実施されるということだが、これはとても大切な事業であり、本当に実効性のある事業にしていくことが非常に大切である。就労支援事業を有効に行えば、生活支援と就労支援を一体的に行えるので、職場の開拓や職場での定着も促進されるのではないかと。</p> <p>就労支援事業を社会福祉協議会に委託する予定があるか、教えて頂きたい。</p> <p>また、職域・就労場所を拡大する方法を考えたとき、庁舎内で障害者を目に見えなかったかたちで雇うことが一番啓蒙になるのではないかと。さらに、民間の事業所や会社に対する優遇措置を考える必要もあると思う。事業主が障害者を雇うことが当たり前になり、障害者も働いて税金を納めるようになれば、本当の社会参加になると思うので、就労支援事業には期待をしている。</p>
委員	<p>障害をもつ方たちは、就労や生活に対する支援を強く希望している。しかし、なかなか外の仕事場につながりが持てず、作業所が満員になってしまうのが実情である。この実情を改善していかなくてはならない。</p>
委員	<p>先ほど委員の話で、一般の方たちの中にも協力したいと考えている団体があるという有難い情報があって大変嬉しく思っている。</p> <p>また、優遇措置については、小さな企業や店では手続きを嫌がり、申請をやめてしまうところも多い。行政が手続を行い、理解を求めていくことが必要だ。</p>
委員長	<p>国の計画では、今まで十分ではなかった精神障害の方への支援を充実させ、施設は、本当に必要な人のみに作ることをうたっている。計画の中には、数値を設けて「授産施設を増やす」という目標を掲げているところもある。この10月から稼働する就労支援センターは、そのような国の動きも考慮に入れ、団体ごとに来ることをコーディネートしていく必要がある。また、ある団体では不可能な場合、別の団体が行うというコーディネートプランも必要である。加えて個別の事業者に対する優遇措置等の働きかけも大切だ。</p>
委員	<p>障害者当事者とその親御さんたちはどの時点で就労を考えるのか。養護学校の段階か、または、もっと前の段階なのだろうか。</p> <p>普段私が関わっている子どもたちは、学童期なのでまだはっきりと想像できない部</p>

	分がある。
委員	就労を希望する何年前からは、具体的に検討をはじめめる。
委員	就労を希望する何年も前から具体的に検討されているということだが、私は現在よりも前の段階から就労に繋げていくための場が必要だと考えている。障害を持っている子どもたちに対して親や先生が行うリハビリや療育は、子どもが出来ない部分を克服することに重点が置かれている。このことも非常に大切だが、養護学校時代やそれ以前から、日常生活の中で子どもの個性を伸ばせる教育が必要だと思う。例えば日常生活に支援が必要なお子さんでも、手先が器用で細かい作業が上手な子どもいる。本来ならば、地域の児童が集まる児童館が、個性を伸ばす場として好ましいと思うが、それが無理なら子どもたちを支援しているNPO等でも可能なのではないか。
委員長	今日欠席されている委員から、本日の課題についてFAXで何点かご指摘を頂いている。今までの議論に関することでは、障害者のための福祉向上や、親への支援、就労関係では、就労相談の充実等についてご意見を頂いている。就労について他に何か。
委員	先ほど委員長が、「授産施設の人数を増やす」という国の計画について指摘されていた。小規模通所授産を法人運営に移行していけば、運営そのものは安定すると思う。しかし、まずは活動場所の保障をすることが大切であり、そういう場所を確保していかなければ、就労の活性化も難しいのではないか。
委員長	「3 生活を豊かで潤いのあるものにする生涯学習やスポーツ・文化活動・レクリエーション活動等を、障害のある人もない人もともに楽しむことが出来る機会の提供を図っていきます。」という項目について、移送サービスの問題等も含め、ご意見をお願いしたい。
委員	今まで無制限にガイドヘルパーを利用させて頂いていたが、4月から支援費制度が始まり、利用が制限されるようになった。今まで通っていたコーラスサークルをやめた視覚障害の方もいる。移送サービスについては、代金を支払って利用する意識も必要になってきているのかもしれない。新しい制度ができ、今まで受けていたサービスが受けられなくなったときの狭間をどう埋めるかは、当事者にとって非常に重大な問題である。支援費制度では、時間の制限等もあり、非常に活動しにくくなったという話も聞く。
委員長	支援費制度に移行して、余暇に制約がかかる状況があるようだ。支援費制度は、本来、決められた最低基準のサービスだけを提供していく制度ではないので、一定の基準から自由に質を高めていくことができる。自治体がよりよいサービスを競い合ってほしいという狙いもある。今の時点では、始まったばかりの制度なので、そのような状況にまでは達していない。
委員	ガイドヘルパーが支援費制度の中に組み込まれたことで、利用可能時間が定められてしまった。利用時間を必要な通院等に使ってしまうと、今まで自分が余暇等でガイドヘルパーを頼んでいたのに使えなくなってしまう。それは単に民間の有料の車を頼めば済む問題ではない。障害者の生活の質にも関わってくる。
委員	スポーツ振興に関する社会教育を行っている方が、「障害のある方を我々の活動の場に引き出すにはどうしたらよいか」とおっしゃっていた。移送サービスその他について、健常者の側から手を貸したいと思っても、法的な枠等がありどうしたらよいか分からないもどかしさがある。

委員	私はガイドヘルパーとして活動していたが、一般公募の講習会に参加して、ガイドヘルパーの資格を取得した。講習会以外にも様々な方法があるが、車で移送して事故をおこした際などには問題になるので、社会福祉協議会は非常に慎重になっている。
委員	それを一步越える手立てはないのだろうか。
委員	社会福祉協議会等に申し出てボランティアをすることは可能だと思う。
委員	情報交換の問題だと思う。様々な制度を公開していかないと、我々の運動の支援が生まれにくい。我々の運動は、健常者の援助があってはじめて実っていくと思う。
委員	NPOの交流会で情報を交換してネットワークをつくり、その集まりにボランティアに興味のある方が参加すれば、つながっていくのではないかと。どのグループも情報に敏感になっていければよいと思う。
委員長	情報が行き渡らないというご指摘に関しては、「検討のたたき台」の中でも触れられている。情報はとても重要なので、委員会のなかでも精査する必要がある。
委員	「図書館事業の充実」という項目について。西東京市の図書館事業計画の中では「障害者サービスの推進」をうたっているが、「録音図書、点訳図書の制作を援助・拡大する」書かれており、制作を援助するだけで、自分たちで制作は行わないように受けとれるのだが。
委員	録音図書等に関しては私たち朗読ボランティアが個人で図書館と契約をし、図書館の作成担当者として関わっている。そういう意味で「援助」という言葉が使用されていると思う。私たちボランティアが、図書館の援助を受けて録音図書を作っているから問題はない。
委員長	文化的な活動を充実させる方法と、移送サービスを充実させる方法が課題として考えられる。特に移送サービスについては、十分な情報が提供されなければならない。現状のサービスで十分なのかどうか、ご議論頂きたい。
委員	先日の「市民説明会」でも、「時間的な制約が出てきてしまった」という意見があった。ハンディキャブ「けやき号」は融通がきいたが、9時から5時までという時間制約ができてしまい、移送サービスが受けられずに活動しにくいのが現状だ。
委員	西東京市の移送サービスには、市の無料移送サービスである「けやき号」と、社会福祉協議会が提供するサービス、NPO団体等が提供する割高のサービスの3つがある。現状としては、お金のかからない「けやき号」や社会福祉協議会の移送サービスに利用が集中しており、1回使った人がまたすぐに申し込むので利用者が限られてしまっているという話をよく聞く。 料金格差をなくさなければならない。例えば、行政からの補助金によって価格を下げたり、移送サービスを提供する活動団体をもっと増やしたりする対策がとれればよいのではないかと。また、「病気等で緊急に利用出来る移送サービスがなかなかない」という話も聞いている。
委員	「『けやき号』の運行時間が短い」、「安い移送サービスに集中してしまう」という意見があったが、これはやはりサービスの内容に関係してくることだと思う。例えば、時間的な制約や予約の制約があまりないサービスは、多少料金が高くなってしまっても仕方がない。どちらを選ぶかは、サービス利用者が決めることだと思う。ただサービスの質は落とさずに、料金の格差を出来るだけ狭めるべきだと思う。

委員長	<p>「障害者の文化的な活動をどう充実させていくか」という議論はまだ十分になされていないと思う。難しい課題だが、「更なる充実を図っていく」というような文言を計画の中に盛り込みたい。ただ、生涯学習の推進については、生涯学習推進計画が策定中なので、それを待って議論したい。</p> <p>また、次の項目に「障害者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーション等の活動を楽しむことが出来るよう、機会の提供を図っていきます」とあるが、場所を確保しても全く使われていないケースもあるようなので、「障害者だけ」に限らず、「皆、共に」という言い回しにした方がよいのではないかと。そして社会福祉協議会等がコーディネートし、高齢者も児童も利用出来るようにしたほうがよい。</p>
委員	<p>「機会の提供を図っていきます」とあるが、機会の提供にも様々な方法がある。例えば、車椅子のバスケットボールを健常者が楽しめたというケースや、健常者が目隠しをして鈴の音だけを頼りに一緒にテニスを楽しんだケースもあるので、障害者のスポーツを健常者も一緒に出来るような機会の提供があってよいと思う。</p>
委員	<p>西東京市では、社会教育課が毎年夏に地域の小学校を使ってプール指導を行っている。障害のある子もない子も同じように申し込み制で受け入れられるのだが、「障害のあるお子さんは親御さんが一緒に入って下さい」という但し書きがついている。親が入れない場合は、親が介助者を見つけなければならないが、それではたして提供と言えるのか。障害者も共に受け入れるのであれば、やはり介助者等の支援も提供出来る体制を整えるべきではないか。障害のある人が本当に一緒に参加出来る体制をとった上で、提供しなければならない。</p>
委員長	<p>「機会の提供だけでなく、きちんとした対応が必要である」という厳しいご指摘があった。「移送サービス」や「図書館事業」については、今後のことも踏まえてさらに議論を深めていきたい。</p> <p>検討のたたき台「4 安心して暮らせるまちづくり」では、支援費制度をふまえた「地域福祉権利擁護事業」、「成年後見制度」、「福祉サービス第三者評価システム」について触れている。次回の委員会では、この点からご議論頂ければと思う。他に何かご意見があればどうぞ。</p>
委員	<p>田無の「障害者作業訓練室」と「心身障害者生活訓練室」は知的障害者施設なのか。以前、私が見学に行った時は、中途障害の方も入所されていたのだが、今年4月から支援費制度の対象になり、今まであった定員枠も毎年の契約でなくなってしまうと聞いた。入所の期限と、2つの施設が知的障害者施設になっているのかということ、身体障害者手帳のみを持っている人は今後入れなくなるのかという点についてお尋ねしたい。もし分らなければ次回の委員会で資料等を頂きたい。</p>
事務局	<p>資料を提出させて頂きたい。</p>
事務局	<p>次回の委員会の日程は、7月23日（水）を考えているがいかがか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>他になければこれで閉会とする。どうもありがとうございました。</p>

以上